

被扶養者認定Q&A

(主として生計を維持するとは)

Q1 「主として生計を維持する」とはどのようなことか。

A 「主として生計を維持する」に該当するか否かは、最初にその者の生計費(単なる支出ではなく、食費・光熱費等社会通念上必要欠くべからざる費用をいう。)の過半を組合員が継続的に維持しているかどうかを判断し、その後、家計の実態及び社会通念等を勘案して決定します。単に収入が認定基準額未満であるだけでは、主として生計を維持しているとは認められません。

(非課税所得の取扱い)

Q2 被扶養者認定における所得には遺族年金等の所得税法上の非課税所得も入るか。

A 被扶養者認定における所得は、課税上の所得の金額の計算に関係なく総収入金額によるものとされているため、遺族年金や障害年金も所得として取り扱います。

(傷病手当金・雇用保険の基本手当)

Q3 傷病手当金及び雇用保険の規定による基本手当は、恒常的な所得となるか。

A 傷病手当金や雇用保険法の規定による基本手当は、恒常的な所得となるため、当該日額が認定基準日額を上回る場合、その受給期間は被扶養者と認められません。

ただし、基本手当の待期期間や自己都合等の辞職理由により給付制限に該当する間等の給付が行われない期間については、他に所得がなければ被扶養者とすることができます。

(事業(農業を含む。)所得の帰属)

Q4 農業の経営移譲をしたため、父母(共に60歳)を被扶養者にできないか。ただし、実態は移譲前と同様父母が専ら農業に従事している。

Q4-2 父は自分名義の商店(法人ではない)を営んでいるが、重度障害者となり実際は母と妻が従事している。母と妻を被扶養者にできないか。

A 事業(家業)に従事する家族の所得は、「名義人(納税義務者)が誰であるか」ではなく、その事業に従事する家族の貢献の割合に応じて、所得額をそれぞれ按分した額となります。

本組合においては、この貢献の割合を判断するに当たっては原則として稼働時間割合によるものとし、従事する者の事業運営上の地位・年齢・健康状態・技能の程度等を考慮し常識的にも妥当であると認められる稼働時間割合であることが必要です。なお、按分した見積り額が青色申告における専従者給与より低額な場合は、専従者給与の額をその者の所得額とします。

(事業(農業を含む。)所得の必要経費の取扱い)

Q5 認定の際、自営業者は必要経費を差し引き、給与所得者は収入総額で判断するのは不公平ではないか。
また、被扶養者認定における事業所得の必要経費の取扱いは所得税法と同様か。

A 被扶養者認定においては、事業所得等の場合、所得税法上認められる全ての経費を差し引くのではなく、社会通念上明らかに必要と認められる修理費・管理費・役務費等の直接的経費のみ控除した額を所得とします。所得税法の必要経費が一定割合により定められる等比較的広い範囲で考えられているのに対し、被扶養者認定では公租公課や減価償却費等を必要経費と認めないなど所得税法より狭い範囲となっています。本組合で認める直接的必要経費の細目は次のとおりです（認められる経費は○印、認められない経費は×印）。

収支内訳書(一般用)		収支内訳書(農業所得用)		収支内訳書(不動産所得用)	
科 目		科 目		科 目	
売上原価	○	雇人費	○	給与賃金	○
給料賃金	○	地代賃借料	○	減価償却費	×
外注工賃	×	減価償却費	×	貸倒金	×
減価償却費	×	貸倒金	×	地代家賃	○
貸倒金	×	利子割引料	×	借入金利子	×
地代家賃	○	租税公課	×	租税公課	×
利子割引料	×	種苗費	○	損害保険	×
租税公課	×	素畜費	○	修繕費	○
荷造運賃	×	肥料費	○	税理士報酬	×
水道光熱費	○	飼料費	○	雑費・他	×
旅費交通費	×	農具費	○	※ この一覧表に記載されていない科目の経費がある場合は、個別に判定します。	
通信費	×	農薬衛生費	○		
広告宣伝費	×	諸材料費	○		
接待交際費	×	修繕費	○		
損害保険料	×	動力光熱費	○		
修繕費	○	作業用衣料費	×		
消耗品費	○	農業共済掛金	×		
福利厚生費	×	荷造運賃	×		
リース料	×	土地改良費	○		
研修費	×	車両費	×		
税理士報酬	×	各種負担金	×		
雑費	×	リース料	×		
		研修費	×		
		税理士報酬	×		
		雑費	×		

(別居① 盆暮れの現金手渡し)

Q6 盆暮れに現金を手渡ししている父母を被扶養者にできないか。

A 仕送りが毎月定期的になされ、父母の生計費の過半を占める場合は被扶養者にすることができますが、その送金の事実を客観的に認め得る資料(現金送金証明書・為替領収書・受取人名が記載された組合員の通帳の写し等)が提出された場合に限りです。

この例のように盆暮れだけの送金は、金額にかかわらずそれにより生計を維持しているとはいえません。さらに現金手渡しでは送金の客観的な証明を得ることができないため、仮に毎月、相当額を手渡ししていたとしても被扶養者に認定できません(同一世帯に優先扶養義務者がいる場合の取扱いは、Q13 及び Q13-2 を参照のこと。)

(別居② 著しく高額な仕送り)

Q7 組合員(無収入の妻及び子供2人を被扶養者に認定済み)は400万円の収入があり、別居の母(父死亡、同居者なし120万円の年金収入)に毎月10万円の仕送りをしている。母を被扶養者にできないか。

A 組合員世帯と仕送り先世帯の一人当たりの生計費が逆転するような著しく高額な送金については、組合員の生活水準からみて疑念がもたれるため、それぞれの世帯の生計費の実態を調査のうえ判断します。

この例の場合、120万円仕送り後の組合員世帯の一人当たり生計費は、70万円であるのに対し、母は送金額を含め240万円となり大きく逆転します。また、組合員の扶養能力からも疑念が生じるため、それぞれの世帯の生計費の内訳等、扶養の実態について厳密に調査します。

(同一世帯に属するとは)

Q8 甥が大学へ進学し、別居することになったが、被扶養者を取り消す必要があるか。教育費や生活費等一切は組合員が負担している。

Q8-2 50メートル程離れたところに別居している無職の兄(両親は死亡。)を被扶養者にできないか。

A 組合員の配偶者及び二親等内の血族(子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹)以外の者は、生計維持と同一世帯に属することが被扶養者となる要件となります。

Q8の甥姪や配偶者の連れ子等は、組合員の転勤等組合員自身の勤務の都合上別居を余儀なくされた場合を除き、被扶養者になれません。

Q8-2の二世帯住宅、同一敷地内別棟、同一マンション別戸住まいも原則として別居扱いとなりますので、生計維持関係(送金実績)が必要となります。

(勤務成績給者(保険外交員・パート)等の収入)

Q9 保険外交員のように勤務成績等で収入月額が大きく変動する場合の認定はどうなるのか。

A 保険外交員など収入月額が大きく変動する職種の場合は、直近1年間の収入の合計額が認定基準額未満であれば認定します。直近1年間の収入の合計額が認定基準額以上となった場合は、その月の翌月の初日から取消しとなります。

ただし、雇用契約等により、将来の収入が明らかに認定基準額以上になると見込まれるときは、当初から被扶養者にすることはできません。

(パート等の賞与の取扱い)

Q10 被扶養者である妻はパートだが、6月及び12月に賞与が支給になる。どのような取扱いになるか。

A パート等に賞与等が支給される場合には、「賞与をその支給対象となった月(6か月・12か月等)で割り、毎月の給料に加算した金額」で直近1年間の収入を判断します。

(義父母、義祖父母等の認定)

Q11 義母(妻の母)を被扶養者に認定できますか。妻は社会保険の適用ですが、低賃金です。

A 養子縁組をしていない場合、義父母は同居が要件となります。また、優先扶養義務者(妻)が社会保険に加入している場合は、収入の多寡にかかわらず、社会通念上、妻が扶養すべきものと判断されます。

(他に優先する扶養義務者がいる場合① 同居)

Q12 組合員(無収入の妻及び子供2人を被扶養者に認定済み)は400万円の収入があり、父(65歳)は260万円の年金収入がある。無収入の母(60歳)を被扶養者にできないか。なお組合員と父母は同居している。

A 父が母を養うことができるか否かは、民法第752条の夫婦相互扶助の規定や家計の実態・社会常識等に基づき判定します。

本組合においては、優先扶養義務者に収入がある場合、「優先扶養義務者と当該認定対象者の収入の合算額が当該者の認定基準額の合算額を下回り、かつ、その平均額が、組合員の収入を組合員本人と現状の被扶養者数で除した額を下回ることを要件としています。

この例の場合、父母の収入の合算額(父260万円+母0円=260万円)が認定基準額の合算額(父180万円+母180万円=360万円)を下回るが、父母の平均額(260万円÷2=130万円)が組合員等の平均額(組合員、妻、子供2人の計4人400万円÷4=100万円)を上回るため、母を被扶養者にすることはできません。

組合員と現状の被扶養者(3人)

(収入) (人数) (平均額)
400万円 ÷ 4人 = 100万円

<

父母

(収入) (人数) (平均額)
260万円 ÷ 2人 = 130万円

(他に優先する扶養義務者がいる場合② 別居)

Q13 組合員(単身、被扶養者なし)は400万円の収入があり、別居の父(母死亡、年金180万円)と弟(障害年金80万円)世帯に毎月7万円の仕送りをしている。弟を被扶養者にできないか。

Q13-2 組合員(単身、被扶養者なし)は400万円の収入があり、別居の母(父死亡、年金50万円、会社員の兄と同居)に毎月5万円の仕送りをしている。母を被扶養者にできないか。

A 一般的には、認定対象者と同居し、一定の収入のある者が、その認定対象者の生計を維持するものと考えられますが、家計の実態・社会常識等から、同居者ではなく、組合員の援助により主として生計が維持されていると判断される場合は、被扶養者にすることが可能です。

本組合においては、「別居者と同居する優先扶養義務者に収入がある場合で、組合員の仕送り額が、認定対象者の収入額を上回り、かつ、別居世帯全体の収入の3分の1以上であるとき」は、被扶養者に認定します。

Q13の例は、仕送り額(年額84万円)が、弟の収入額を上回っているが、別居世帯の仕送りを含む

全収入 344 万円の 3 分の 1 未満であるため、弟を被扶養者とすることができません。

Q13-2 の例は、母が「組合員と 2 親等内の親族で、共済組合員や被用者保険の被保険者となっている、もしくは一定の事業に従事している者」と同居しているため、被扶養者にすることができません。

(年金請求中の者)

Q14 年金請求中の妻を被扶養者にできないか。

A 年金見込額が明確でない限り、認定できません。

(年金改定)

Q15 改定により、年金額が認定基準額以上になった場合の喪失日はいつか。

A 資格喪失日は、当該年金受給者が年金改定通知書を受領した日となります。ただし、年金支給開始年齢到達、基礎年金の繰上げ・繰下げ等の場合の喪失日は、当該年金支給開始(改定)月の初日となります。

(一時的な所得)

Q16 妻が退職し認定基準額以上の退職金を支給されたが、今後無収入となる場合、被扶養者にできないか。

A 退職金や不動産の譲渡所得等の一時所得は、被扶養者認定において恒常的な所得に含まれないものとされています。したがって、退職金の運用等により得た所得によって自活する場合を除き、被扶養者となることができます。

(被扶養者の認定日)

Q17 子供が生まれて、出生の 40 日後に被扶養者の申告をしたが、認定日が出生日でなく届出をした日となったのはなぜか。

A 被扶養者の要件を備える者が生じた場合、もしくは被扶養者がその要件を欠くにいたった場合、組合員は、遅滞なく 30 日以内に、組合へ申告をしなければならないこととされています。

この例の場合、事実の生じた日から 30 日以内に届出されなかったため、その届出を受け取った日からの認定となります。

(18 歳以上 60 歳未満の者)

Q18 いわゆるニートや少額な所得のフリーターを被扶養者にできないか。

Q18-2 60 歳未満で無収入の母(父は死亡)を被扶養者にできないか。

A 18 歳以上 60 歳未満の者(配偶者、全日制の学生を除く。)は、重度障害者で永久的または半永久的に労務に服することができない者を除き、健康である限りは稼働能力があり、自分の収入で自分の生活を維持できるはず(すべきもの)であるから、生計維持関係、自活できない理由及び日常生活の状況等を厳密に調査のうえ判断します。単に所得が少ないというだけでは、被扶養者とすることはできません。

(別居③ 複数の援助者)

Q19 組合員は毎月4万円、兄は毎月2万円を別居の母(年金60万円、父死亡)に仕送りをしている。母を被扶養者にできないか。

A 複数の援助者により生計を維持している者を認定する場合は、援助者それぞれの資力・収入・社会通念等を勘案し、主たる援助者が組合員であると認め得る資料の提示が必要です。

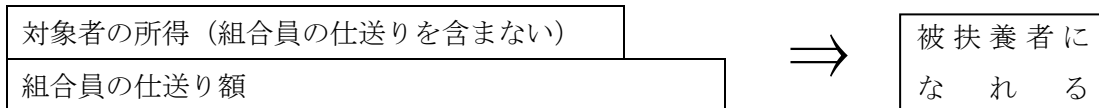
この例の場合、組合員の仕送り額は、母の所得を下回っていますが、仕送り総額が生計費の過半を占め、その主体は組合員であると認められるため、被扶養者に認定することができます。

(別居④ 生計費の過半の仕送り)

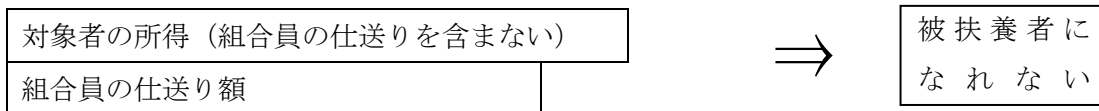
Q20 別居者を被扶養者とする場合、「生計費の過半の仕送り」が必要とはどういうことか。

A 別居者(全日制の学生を除く。)の支出(生計費)が、その者の所得(組合員の仕送りを含む。)により賄われ、収支均衡している場合において、「生計費の過半の仕送り」とは、別居者の所得が認定基準額未満であり、かつ、組合員からの援助額より少ないことをいいます。

◎ 仕送りが対象者の所得を上回っている場合



◎ 仕送りが対象者の所得を下回っている場合



(知的障害者更正施設等の入所者)

Q21 被扶養者である兄が知的障害者更正施設に入所することになったが、認定を取り消すことになるか。

A 健康保険法では、病院または診療所に入所する場合と同様に一時的な別居として取り扱う(同居とみなす。)施設として、次のとおり規定しています。したがって、認定取消しにはなりません。

- ① 障害者総合支援法に規定する身体障害者授産施設
- ② 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更正施設及び知的障害者授産施設
- ③ 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する老人保健施設

(特別養護老人ホーム・児童福祉施設等の入所者)

Q22 母が特別養護老人ホームに入所し、費用を年金で賄うことができる場合、被扶養者になれるか。

A 特別養護老人ホーム・児童福祉施設等の入所者は、別居扱いとなり、入所費用(小遣い等を除く。)を、自分の年金等の所得で賄うことができる場合は、被扶養者として認められません。ただし、入所費用を自分の所得だけで賄えず、組合員が毎月不足分を送金している場合は、被扶養者として認定します。

(夫婦共同扶養)

Q23 夫婦共稼ぎ(夫が組合員、妻は会社員)で子供が2人いる場合、例えば、長男は夫、長女は妻と被扶養者を分割することができるか。

A 夫婦共同扶養の場合、扶養すべき人数にかかわらず、原則として年間収入の多い方の被扶養者としてください。

(法人役員、事業経営者等)

Q24 父はある法人の名誉重役の存在で、報酬が120万円であるが、被扶養者にできないか。

A 法人組織の代表者、重役等も法人に使用され、報酬を受けている場合は、健康保険及び厚生年金保険が適用されます。

本組合においては、「親族以外の者を常時雇用している事業経営者」及び「組合員または組合員の2親等以内の親族が、親族以外の者を常時雇用して経営する事業に従事し、かつ、専従者給与を受けている者」については、仮に当該事業所が健康保険等の適用事業所とならない場合であっても、その所得にかかわらず被扶養者と認めません。

(低位給料の組合員)

Q25 組合員となったばかりの者(給料月額18万円)の場合、農業に従事している両親(農業収入50万円)と学生である弟妹を被扶養者にできるか。

A 主として組合員の収入により生計を維持されているかどうかを判定の基準となります。この例のように従前は両親自ら生計を維持してきたこと及び職員の収入額からみて扶養の状況に疑念の持たれる場合は、これまでの生活実態等を厳密に確認のうえ判断します。

(被扶養者の遡及取消し)

Q26 被扶養者に10年以上前から基準額以上の所得を有していたことが判明した場合、どのような取扱いになるか。

A 認定取消しの効力は遡及しますが、消滅時効は2年となります。

なお、家族療養費等を支給した後に、認定が取消しとなった場合は、「偽りその他不正の行為により組合から給付を受けた者」に該当するため、社会保険診療報酬支払基金に支払った審査事務費含め組合員にその費用を請求します。